

○愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

令和3年3月26日条例第19号

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第56号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）（同省令第4条を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

（非常災害対策）

第4条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該地域活動支援センターの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 地域活動支援センターは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、

必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

- 5 地域活動支援センターは、非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。